

20260831中庁第5号
公取企第239号
令和8年9月1日

金融庁銀行・証券監督局長 殿
※他関係省庁に個別送付

経済産業省 中小企業庁
事業環境部長 坂本 里和
(公印省略)

公正取引委員会事務総局
官房審議官 稲熊 克紀
(公印省略)

約束手形の利用廃止を踏まえたサプライチェーン全体での支払の適正化について

政府としては、中小企業・小規模事業者の価格転嫁・取引適正化を阻害する商習慣の是正に取り組んでおり、その一環として、支払サイトの短縮や現金払いの促進に取り組んできました。

こうした中で、物価上昇に負けない賃上げの原資を確保できるようにするため、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる取引環境の整備が重要であることから、令和7年5月16日に「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」が成立し、同月23日に公布されました。この改正法は、令和8年1月1日に施行され、下請代金支払遅延等防止法は、中小受託取引適正化法（以下「取適法」といいます。）となりました。

取適法では、手形払を禁止するとともに、電子記録債権や一括決済方式といったその他の支払手段についても支払期日までに代金に相当する金銭（手数料等を含む満額）を得ることが困難なものを禁止しています。

また、令和9年4月1日からは、独占禁止法上の「製造委託等に係る代金の支払に関する特定の不公正な取引方法」（以下「支払告示」といいます。）が施行されます。支払告示は、取適法の対象とならない取引であっても、製造委託等を行った事業者が当該製造委託等を受けた事業者（ただし、取引上の地位が当該委託事業者に対して劣っていないと認められる者を除く）に対して、製造委託等代金を給付の受領（又は役務の提供）から起算して60日

の期間経過後なお支払わないことを禁止するものであり、サプライチェーン全体での支払の適正化をより一層推進するものです。

取適法及び支払告示の施行に伴い、製造委託等代金を支払う事業者が、そのサイトを円滑に短縮するためには、自らに代金を支払う事業者だけでなく、その事業者に代金を支払う事業者も含めた、サプライチェーン全体でサイトが短縮されることが重要となります。

こうした取組とあわせて、「経済財政運営と改革の基本方針 2022」（令和4年6月7日閣議決定）等において、「約束手形の利用廃止に向けた取組等について、強力に推進する」とされたことを踏まえ、一般社団法人全国銀行協会は、「手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた自主行動計画」に基づき、手形（約束手形・為替手形）・小切手の利用廃止に向けた取組を進めており、令和9年3月31日には、電子交換所における手形・小切手の交換が廃止されることを踏まえ、多くの金融機関が令和8年9月30日を手形・小切手の最終振出期限に設定しています。

そのため、従前より、一部の政府系金融機関等において資金繰り支援の取組事例もみられるところですが、電子交換所における手形・小切手の交換廃止の時期が到来することも踏まえ、取適法及び支払告示の対象とならない取引も含め、サプライチェーン全体でのサイト短縮の取組や、サイトの短縮に取り組む事業者の資金繰りへの影響にも配慮する必要があります。

各省庁の皆様におかれましては、これらの取組を推進するため、官民の金融機関に対し、下記を周知いただくよう、御協力をお願いいたします。

記

1. サイトの短縮に取り組む事業者からの資金繰り支援の相談に丁寧かつ親身に応じるとともに、事業者の業況や資金需要等を勘案し、事業者に寄り添った柔軟かつきめ細かな資金繰り支援に努めていただくこと。
2. 令和9年3月31日には、電子交換所における手形・小切手の交換が廃止されることを踏まえ、多くの金融機関において、手形・小切手の最終振出期限の到来や、他の金融機関を支払地とする手形・小切手の預金入金扱いの停止など、事業者に提供するサービスに重要な変更が生じることが想定される。

こうした変更に際し、手形・小切手の利用事業者において混乱が生じないように、事業者の属性や利用実態を十分に考慮のうえ、事業者に対して丁寧かつ確実な説明・周知を行

うとともに、電子記録債権といった電子的な決済手段への円滑な移行を支援するように努めていただくこと。

以上